



始良中央地区

第15号

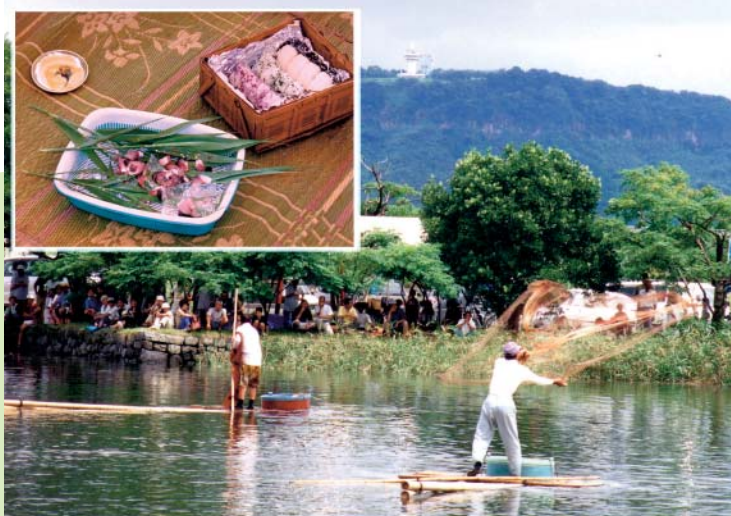
平成16年8月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **国分市** を紹介します



写真は、上から「盆の伝統行事ハンギリ出しとエッナ(ボラの子)」と「舞鶴城築城400周年記念の武者行列」です。

合併協議会の会議は、都合により7月は開催されませんでした。

今月の協議会だよりでは、「合併期日により財政支援措置が異なります」、「合併特例法の比較」及び「現在までに承認された協定項目(第6回)」についてお知らせします。

合併期日により財政支援措置が異なります

平成16年の通常国会で現行の合併特例法の一部改正法と新法の合併特例法が可決成立したことにより、この合併特例法によって市町村が合併しようとする場合には、合併期日により「財政支援措置」が異なることになりました。

平成17年3月31日までに合併する場合 **現行法**

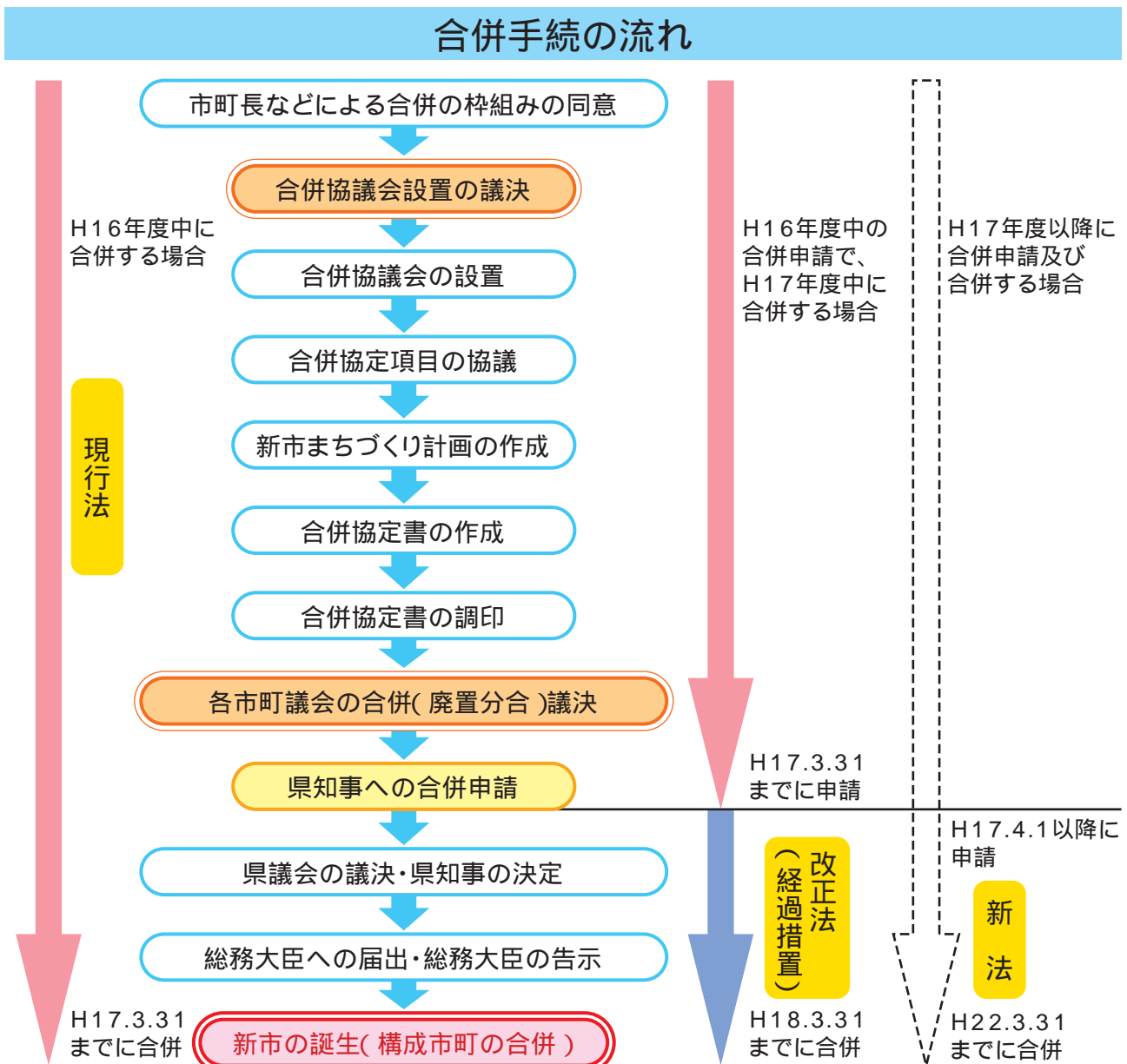
平成17年3月31日までに県知事に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併する場合 **改正法(経過措置)**

平成17年4月1日以降に県知事に合併申請を行い、平成22年3月31日までに合併する場合 **新法**

の3通りがあります。

市町村合併の事務手続の流れは下図のようになりますが、合併協議会の設置から新市の誕生までの事務手続には相当の期間が必要になります。現在、始良中央地区合併協議会では、新市まちづくり計画の作成まで終了し、2回目の住民説明会を7月から8月にかけて実施しているところです。

* 財政支援措置とは…… 自主的な市町村合併を一層推進するため、国・県が合併特例法の期限までに合併した市町村に対し、合併特例債、普通交付税算定替などの地方財政措置や合併に必要な経費に対する補助金を交付し支援することです。



合併特例法の現行法、改正法(経過措置)、新法を比較すると、市となるべき要件の特例や議会議員の定数及び任期の特例など基本的な事項を除き、財政支援措置が異なっています。

制度概要

平成16年度中に合併すると、合併特例法等によるすべての財政支援を受けることができます。

平成16年度中に県知事に合併申請を行い、平成17年度中に合併する場合は、国・県の補助金等が廃止される可能性があります。

平成17年度以降に県知事に合併の申請を行い、平成21年度までに合併する場合は、合併特例債が受けられなくなり、国・県の補助金等は廃止される可能性があります。

合併特例法の比較

		現行法	改正法(経過措置)	新法	
		平成17年3月31日までに合併する場合	平成17年3月31日までに県知事に合併申請し、平成18年3月31日までに合併する場合	平成17年4月1日以降に県知事に合併申請し、平成22年3月31日までに合併する場合	
合併特例法に規定されている事項	市となるべき要件の特例(3万人以上の人口)				
	議会議員の定数特例				
	議会議員の在任特例				
	議会議員の退職年金特例				
	農業委員会の任期特例				
	地方税の不均一課税				
	合併特例債	建設事業費分	400億円 (上限546億円)	400億円 (上限546億円)	×
		基金造成費分	38億円 (上限38億円)	38億円 (上限38億円)	×
	合併算定替	特例期間	10年間	10年間	(H17,18年度合併)9年間 (H19,20年度合併)7年間 (H21年度合併)5年間
		激変緩和期間	5年間	5年間	5年間
合併補正(普通交付税による包括的な財政措置)		1市6町で5年間合計 16億円	同左	同左(額は未定)	
国の補助等	包括的特別交付税措置	1市6町で3年間合計 10億円	未定	未定	
	合併市町村補助金	1市6町で3年間合計 8億円	未定	未定	
補償等の	市町村合併特例交付金	1市6町で5年間合計 10億円	未定	未定	

* は現行の合併特例法の規定、 は平成16年通常国会において成立した現行の合併特例法の一部改正による経過措置の規定、 は同国会において成立した新法の規定です。これらの内容を比較すると、どの時期までに合併した方が有利であるかの判断材料の一つになります。

* 表中の金額は、当協議会における金額を示したものであり、人口規模及び合併関係市町数等により異なります。

* 当協議会では、平成17年2月14日の合併に向けて事務・事業を進めていますが、状況によっては、今後協議により変更される場合があります。

現在までに承認された協定項目 第6回

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																
25-2	姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて	<p>1 姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 国際交流団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、組織・事業については、合併後、出来るだけ早い時期に統一する。</p> <p>3 国際交流員招致事業(CIR)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、招致のための制度については、合併後に調整する。</p> <p>4 国内外研修派遣事業(人材育成)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、派遣のための制度については、合併後に調整する。</p> <p>姉妹都市盟約や友好都市盟約を結んでいる市町</p> <table border="1"> <tr> <td>国分市</td> <td>岐阜県海津町</td> </tr> <tr> <td>牧園町</td> <td>鹿児島県霧島町、長崎県小浜町、岡山県和気町</td> </tr> <tr> <td>霧島町</td> <td>鹿児島県牧園町、長崎県小浜町、アメリカ合衆国カリフォルニア州ソノラ市</td> </tr> <tr> <td>隼人町</td> <td>中国銅川市耀州区</td> </tr> </table> <p>国際交流団体</p> <table border="1"> <tr> <td>国分市</td> <td>国分市国際交流協会</td> </tr> <tr> <td>牧園町</td> <td>国際農業農村交流推進協議会</td> </tr> <tr> <td>霧島町</td> <td>霧島国際交流フェスティバル実行委員会</td> </tr> <tr> <td>隼人町</td> <td>隼人町国際交流協会</td> </tr> </table> <p>国際交流員招致事業(CIR)を現在実施している市町</p> <table border="1"> <tr> <td>溝辺町、牧園町、霧島町、隼人町</td> </tr> </table>	国分市	岐阜県海津町	牧園町	鹿児島県霧島町、長崎県小浜町、岡山県和気町	霧島町	鹿児島県牧園町、長崎県小浜町、アメリカ合衆国カリフォルニア州ソノラ市	隼人町	中国銅川市耀州区	国分市	国分市国際交流協会	牧園町	国際農業農村交流推進協議会	霧島町	霧島国際交流フェスティバル実行委員会	隼人町	隼人町国際交流協会	溝辺町、牧園町、霧島町、隼人町															
国分市	岐阜県海津町																																	
牧園町	鹿児島県霧島町、長崎県小浜町、岡山県和気町																																	
霧島町	鹿児島県牧園町、長崎県小浜町、アメリカ合衆国カリフォルニア州ソノラ市																																	
隼人町	中国銅川市耀州区																																	
国分市	国分市国際交流協会																																	
牧園町	国際農業農村交流推進協議会																																	
霧島町	霧島国際交流フェスティバル実行委員会																																	
隼人町	隼人町国際交流協会																																	
溝辺町、牧園町、霧島町、隼人町																																		
25-3	電算システム事業の取扱いについて	<p>電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、合併時に統合した電算システムが安全・確実に稼働できるように調整するものとする。</p> <p>統合に際して</p> <p>電算システムについては、合併時に住民サービスを低下させることがないように本庁と総合支所・支所を結ぶネットワークの構築と統合を行い、最も安全・確実な統合化により、安定稼働する電算システム及び効率的かつ経済的な電算システムの統合を進めます。</p>																																
25-4	広報広聴関係事業の取扱いについて	<p>1 広報紙については、毎月発行とする。 お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配付方法は合併までに調整する。</p> <p>2 広聴関係については、新市において調整する。</p> <p>3 ホームページについては、新市において新たに開設する。</p> <p>4 その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めることとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報紙の名称</td> <td>市報こくぶ</td> <td>広報みぞべ</td> <td>横川町広報ピュア</td> <td>広報まきぞの</td> <td>広報きりしま</td> <td>広報はやと</td> <td>町報ふくやま</td> </tr> <tr> <td>広報紙の発行形態</td> <td>毎月5日前後発行</td> <td>年4回以上発行</td> <td>毎月第3水曜日発行</td> <td>毎月第2火曜日発行</td> <td>毎月第2木曜日発行</td> <td>毎月15日発行</td> <td>隔月25日前後発行</td> </tr> <tr> <td>広聴の内容</td> <td>市政モニター設置 市長とざっくばらんに語りうかい</td> <td>町三役、教育長及び課長と自治公民館長との語る会</td> <td>町政懇談会は、必要に応じ随時開催</td> <td>主要施設に設置した町長へのメッセージボックス</td> <td>まちづくりふれあい対話</td> <td>平成目安箱の設置 町政座談会</td> <td>町政懇談会は、必要に応じ随時開催</td> </tr> </tbody> </table>		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	広報紙の名称	市報こくぶ	広報みぞべ	横川町広報ピュア	広報まきぞの	広報きりしま	広報はやと	町報ふくやま	広報紙の発行形態	毎月5日前後発行	年4回以上発行	毎月第3水曜日発行	毎月第2火曜日発行	毎月第2木曜日発行	毎月15日発行	隔月25日前後発行	広聴の内容	市政モニター設置 市長とざっくばらんに語りうかい	町三役、教育長及び課長と自治公民館長との語る会	町政懇談会は、必要に応じ随時開催	主要施設に設置した町長へのメッセージボックス	まちづくりふれあい対話	平成目安箱の設置 町政座談会	町政懇談会は、必要に応じ随時開催
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																											
広報紙の名称	市報こくぶ	広報みぞべ	横川町広報ピュア	広報まきぞの	広報きりしま	広報はやと	町報ふくやま																											
広報紙の発行形態	毎月5日前後発行	年4回以上発行	毎月第3水曜日発行	毎月第2火曜日発行	毎月第2木曜日発行	毎月15日発行	隔月25日前後発行																											
広聴の内容	市政モニター設置 市長とざっくばらんに語りうかい	町三役、教育長及び課長と自治公民館長との語る会	町政懇談会は、必要に応じ随時開催	主要施設に設置した町長へのメッセージボックス	まちづくりふれあい対話	平成目安箱の設置 町政座談会	町政懇談会は、必要に応じ随時開催																											

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等
25-7	交通関係事業の取扱いについて	<p>1 JRの利用促進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 生活交通路線維持費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 コミュニティバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に広域的視点に立って、市民の要望意見等を十分反映させ、より充実を図る。</p> <p>4 乗合自動車運送事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、速やかにコミュニティバス事業への移行を検討する。</p> <p>5 鹿児島空港の利用促進のための事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業については、必要に応じ、合併までに調整し、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6 新市に交通安全対策会議をおき、交通安全計画を新たに策定する。</p> <p>7 交通安全計画を具現化し実施するために、推進機関を置く。</p> <p>8 交通安全専門指導員は、合併関係市町をすべて包括できる配置を目指し、合併までに調整する。</p> <p>JRの利用促進</p> <p>鹿児島県鉄道整備促進協議会及び肥薩線利用促進・存続期成会へ加入し、県・関係市町等が一体となって、鉄道在来線の整備や利用の促進、存続等に向けた取り組みを行っています。</p> <p>また、駅舎保存修復事業や駅利用促進協議会により、駅舎を中心として地域の活性化を図る事業も取り組まれています。</p> <p>生活交通路線維持費補助事業</p> <p>県バス対策協議会において、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、県が指定した路線について補助金を交付するものです。</p> <p>コミュニティバス事業</p> <p>高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段を確保することにより、住民サービスを向上させ、地域の活性化を促進し、福祉の増進を図る目的で、現在、横川町、霧島町、隼人町、国分市が実施しています。</p> <p>乗合自動車運送事業</p> <p>県の補助事業であり、バス路線の廃止に伴い、沿線住民の交通の便宜を図るために行っているもので、現在、福山町が実施しています。</p> <p>鹿児島空港の利用促進のための事業</p> <p>鹿児島県国際空港促進協議会、全国民間空港関係市町村協議会を中心に事業が行われています。</p> <p>交通安全専門指導員</p> <p>交通指導や交通教育、交通事故相談などを行う専門員のことです。</p>
25-8	窓口業務の取扱いについて	<p>1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行のとおりとする。</p> <p>2 印鑑登録証(住民カード含む)については、様式を合併時までに定め、合併後随時、切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については、無料とする。</p> <p>3 自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については、新市に引き継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討する。</p> <p>本庁及び各総合支所において、住民サービスの低下を招かないように、合併後もこれまでどおりの業務を行います。</p> <p>なお、昼休みや休日の窓口業務についても、これまでどおり各総合支所で行うこととします。</p>

合併協議における各市町の取り組み及び現況

現在、合併協議会においては予定した51協定項目の協議が終了し、その調整方針が全て決まりました。

今後は、この調整方針に基づき、それぞれの事務事業などの具体的な項目ごとに、事務担当者間で合併した場合の調整方法を協議していくこととなっています。

そこで、各構成市町においては、これまでに協議・調整された住民生活に直接影響する事項についてお知らせするために、住民説明会を開催しています。

つきましては、できるだけ多くの住民の方々に参加をいただき、少しでも合併協議に対して関心と理解を深めていただきたいと思います。

なお、各構成市町別の説明会の実施状況(予定)は、次のとおりです。

【各構成市町における住民説明会の状況(8月3日現在)】

	日程	会場数	参加人数
国分市	7/15～30日	25会場	884人 (25会場済)
溝辺町	8/2～12日	10会場	57人 (1会場済)
横川町	7/12～8/3	14会場	292人 (13会場済)
牧園町	8/5～22日	8会場	
霧島町	7/13～30日	7会場	155人 (7会場済)
隼人町	8/19～28日	13会場	
福山町	7/20～28日	15会場	308人 (15会場済)

【お詫びと訂正】

合併協議会だより第14号(平成16年7月発行)の掲載内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

現在までに承認された協定項目 第5回

訂正

		誤	正
7ページ	環境衛生事業	表中の牧園町ステーション数	17箇所
			177箇所

追加

		前納報奨金の取扱い	納税組合の取扱い
9ページ	納税関係事業	表中の福山町	H16から廃止
		H16から廃止	H16から廃止

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月開催されます(時間:午後1時30分から)。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程 第28回協議会 8/12(木)

(原則として月1回の開催を予定していますが、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。傍聴にお越しの際は、出来るだけ事前に事務局までご確認ください。)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940